

# 高齢者の交通安全および犯罪被害等の予防ならびに高齢者等の見守り支援等に係る協力に関する協定における主な連携事項

## 1. 高齢者が交通事故および特殊詐欺等の犯罪被害等となることを未然に予防するための取り組み（柔道整復師会および会員の取り組み）

- (1) 柔道整復師会は、以下の場合には速やかに会員に連絡することとし、それを受けて、会員は、受療する高齢者に対し、施術所内待合室や施術時間等を活用して広報および情報提供を行う。
  - ① 滋賀県警から高齢者の交通事故および特殊詐欺等の犯罪被害に関する情報提供、広報等の要請を受けたとき
  - ② 広域連合から後期高齢者医療制度に関する周知広報の協力依頼を受けたとき
  - ③ 滋賀県から高齢者等の見守り支援に関する協力依頼を受けたとき
- (2) 会員は、受療者等から高齢者事件等の相談等を受けたときは、警察に通報するように伝えるとともに、相談者の求めに応じて必要な支援を行う。
  - ・ 相談を受けた会員は、相談者の了解の範囲内で相談内容（個人情報を含まない。）を柔道整復師会を通じ、滋賀県警および広域連合に情報提供できる。
- (3) 柔道整復師会は、高齢者事件等の被害等の未然予防のため、独自の広報に努める。
  - ・ 広報等に当たって必要な場合は、滋賀県警または広域連合に対して協力または協議を求められることができる。
- (4) 柔道整復師会は、広域連合から制度広報に係る広報依頼があった場合は、依頼内容等について会員に周知する。
- (5) 会員は、柔道整復師会から制度広報の依頼があった旨の連絡を受けたときは、依頼を受けた内容について可能な範囲で協力する。
- (6) 会員は、受療者、その家族等またはその近隣住民等から高齢者の徘徊等の情報提供を受けたときは、速やかに滋賀県が指定する市町の所管の連絡先、または、警察等に通報するように伝えるとともに、相談者の求めに応じて必要な支援を行うものとする。
  - ・ 見守り支援に必要となる「認知症サポーター養成講座」を可能な限り受講する。
- (7) この取り組みに参加する会員は、「高齢者見守り施術所」のステッカーを作成し、施術所に掲げるものとする。

◆言葉の説明…連携事項中、下記のとおり文言の読み替えを行っています。

- ・ 公益社団法人滋賀県柔道整復師会⇒「柔道整復師会」
- ・ 滋賀県警察本部⇒「滋賀県警」
- ・ 滋賀県後期高齢者医療広域連合⇒「広域連合」
- ・ 柔道整復師会に加盟する施術師、施術所⇒「会員」
- ・ 高齢者の交通事故および特殊詐欺等⇒「高齢者事件等」
- ・ 会員の施術を受ける患者およびその家族など⇒「受療者等」

## 2. 後期高齢者医療制度についての理解を深め高齢者事件等の被害の拡大を防止するための取り組み（広域連合の取り組み）

- (1) 広域連合は、柔道整復師会（会員からの直接の情報提供を含む。）から高齢者事件等の情報提供等を受けたときは、速やかに市町に情報提供を行う。
- (2) 広域連合は、市町等から高齢者事件等の情報提供等を受けたときは、速やかに柔道整復師会、滋賀県警及び滋賀県に情報提供を行う。
- (3) 広域連合は、高齢者事件等の被害等の未然予防のための独自の広報に努める。
  - ・ 広報等にあって必要な場合は、滋賀県警に協力または協議を求めることができる。

## 3. 高齢者が交通事故および特殊詐欺等の犯罪被害者等となることを未然に予防するための取り組み（滋賀県警の取り組み）

- (1) 滋賀県警は、柔道整復師会から要請があったときは、上記1、2に定める協力を行う。

## 4. 高齢者等の見守り支援を行うことによる行方不明等の発生を未然に防止するための取り組み（滋賀県の取り組み）

- (1) 滋賀県は、柔道整復師会（会員からの直接の情報提供を含む。）に対し、見守り支援に関する通報先等を周知するとともに、情報提供等を受けたときは、速やかに所要の対処を実施する。
- (2) 滋賀県は、柔道整復師会および会員の求めに応じ、「認知症サポーター養成講座」の受講について協力する。